

調査票記載要領

(調査日時：令和7年9月30日24時現在)

1 「職域病院・診療所等における病床の利用状況（1号補正）」欄の記載方法

- (1) この調査項目には、調査日時現在において、次のいずれかに該当する病院・診療所について記載してください。（該当区分は以下の①～⑥から選択すること。複数選択可。）
 - ① 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、防衛省、法務省が所管するもの
 - ② 独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被った者のみの診療を行うもの
 - ③ 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所（旧三公社、会社、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会等）
 - ④ 医療型障害児入所施設
（児童福祉法第27条第2項の規定により知事から委託され、これらの病床と同様の機能を果たしている病床を有する独立行政法人国立病院機構が開設する病院を含む。）
 - ⑤ 療養介護を行う施設である病院
（児童福祉法第27条第2項の規定により知事から委託され、これらの病床と同様の機能を果たしている病床を有する独立行政法人国立病院機構が開設する病院を含む。）
 - ⑥ 自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する病院若しくは診療所
- (2) ④医療型障害児入所施設、⑤療養介護を行う施設、⑥NASVAの委託を受けた病院については、当該施設に係る病床部分について記載してください。
（例：許可病床が100床であったとしても、④⑤⑥の指定等を受けた定員数が50床であれば50床と記載すること）
- (3) 「当日の在院患者数」の欄には、上記（2）の人数を含む調査日時現在で入院していた者の数を病床種別ごとに記載してください。
- (4) 「在院患者のうち本来の利用者である者の数」の欄には、上記（1）①の職員及びその家族、隊員及びその家族、②の業務上の災害を被った労働者、③の従業員及びその家族、④⑤の施設の被収容者、⑥に収容された事故の被害者等であって、調査日時現在で入院していた者の数を病床種別ごとに記載してください。
- (5) 「比率」の欄は、記入不要です。
- (6) （1）にある診療所とは、特定病床以外の病床（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第3条第3項の「特定病床」以外の病床を指すものであり、平成19年1月1日以降に移転や開設者変更等により新規許可を受けたものは「特定病床以外の病床」となる。）を有する診療所をいいます。

2 「一般病床のうち、R I の病床（2号補正）」欄の記載方法

- (1) この調査項目には、調査日時現在のR I（放射線治療病室）の病床について記載してください。
- (2) R I 病室とは、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を収容する病室の病床をいいます。

3 「ハンセン病療養所の病床（3号補正）」欄の記載方法

- (1) この調査項目には、調査日現在のハンセン病療養所として指定を受けた病床について記載してください。

4 「医療観察法により指定された病床（4号補正）」欄の記載方法

- (1) この調査項目には、調査日現在の医療観察法により指定された病床について記載してください。

5 その他

調査票の調査項目のうち、該当がない項目には、「該当なし」と記載するか、又は斜線を引いてください。